

2021年 - 2022年度



幸仕しよう みんなの
人生を豊かにするために

Yamazakura
山桜
Report
リポート



国際ロータリー第2630地区
松阪山桜ロータリークラブ
<https://yamazakura-rc.org/>



例会日：木曜日 ● 例会場：フレックスホテル 3F ● 事務所：〒515-0019 松阪市中央町 36-18 フレックスホテル 1F ● Tel：0598-52-6555 ● Fax：0598-52-6556 ● E-mail：myrc@email.plala.or.jp

2021年11月度・月報

【日 時】	2021年10月21日 (木)	『第 1218 回 例会』
【会 場】	フレックスホテル	『3F・平安の間』
【プログラム】	米山記念奨学委員会担当例会	
【出 席】	(会員数) 38名 (出席者) 31名	(出席率) 81.58 %
【時 間】	19:00~20:00	

会長あいさつ【小濱 彰男】

現在コロナウィルスは下げ止まり状態で、このまま続けばよいと思っておりますがイギリスなどは大変な状況が繰り返されて心配をしております。

さて、先日17日日曜日に事務局にてロータリー財団研修セミナーがオンラインにて開催され地区委員の林会員と越山委員長とともに参加させていただきました。浦田ガバナーは11月のロータリー財団年次寄付のお願いがございました。私たち松阪山桜RCも毎年11月にご協力をお願いいたしております。11月のロータリーレートは1ドル112円です。150ドル(16,800円)で毎年1会員様から20,000円集めさせていただきます。

差額3,200円は、ポリオワクチンに寄付させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

講演は東京米山友愛ロータリークラブの関博子様にいただき約1時間拝聴させていただきました。中身はロータリー(オリコ)カードの推進です。個人カードと法人カードがございまして利用金額から0.3%がポリオ根絶活動資金(20,000円の利用で60円、ポリオワクチン1人分)、年会費から法人カード(年会費3,000円の内、1,500円、ポリオワクチン25人分)ゴールドカード(年会費10,000円の内、3,000円ポリオワクチン50人分)がポリオ根絶活動資金にという仕組みになっています。また、ポイントは個人・クラブの年次基金として財団に寄付もできるということです。また、高額決済カードとしてダイナースクラブのカードも2017年にできておりますが2630地区では3枚発行されておりますが利用実績はなしということです。そして、人頭分担金の支払いにクラブカードにての決済など推奨されておりましたので当クラブとしても今後検討して行きたいと思っております。

現在日本だけでカード会社からRIのポリオ根絶活動資金は年間およそ1,000万円となりロータリー財団も注目しているとのことでした。

まずは報告をもって、挨拶とさせていただきます。

幹事報告【脇 文彦】

- ①津北ロータリークラブより 50 周年記念誌, 志摩ロータリークラブより 30 周年記念 DVD が届きました。
- ②10 月 31 日(日)のインターアクト協議会は中止となりました。
- ③今年も氏郷祭りは中止となりましたので 11 月 3 日の例会は休会です。
- ④プログラム変更のお知らせです。

11 月 11 日 (木) : ロータリー財団委員会担当例会

11 月 25 日 (木) : 会員増強委員担当例会

- ⑤11 月 11 日の例会後、理事会前に指名委員会を行います。担当の会員はお残りいただきますようお願いいたします。
- ⑥米山特別寄附をされた小濱会長へ感謝状贈呈。



ニコニコ BOX【親睦委員会】



小濱 彰男 会長	西村会員、宜しくお願いします。
脇 文彦 幹事	宜しくお願いします。
岡井 功 会員	西村様、よろしく。
奥村 清隆 会員	
川口 好宏 会員	めっきり寒くなり、皆様、インフルエンザに気をつけてください。
越山 明 会員	米山委員長、宜しくお願いします。
坂本 昇 会員	ご無沙汰しております。
清水 三昭 会員	
珎道 直紀 会員	宜しくお願いします。
辻 真理子 会員	今日は、西村会員のお話、楽しみにしています。
西谷 満 会員	米山委員会、よろしく。
西村 伸久 会員	担当例会です。よろしく！！
橋本 乃一 会員	宜しくお願いします。
林 菖蒲 会員	
山舗 英資 会員	宜しくお願いします。

以上 15 名様・合計金額：16,000 円でした。有難うございます。

【西村 伸久 委員長】

◎ロータリー勉強会

《第1回 定款と細則》



1. 規定審議会

3年に一度開催されるR I規定審議会によって、R Iの定款と細則、および各クラブの標準定款・推奨細則が定められる。次回は2022年の予定です。

2. クラブの定款と細則

定款は、標準定款を変更してはならない。空欄を埋めるか、選択項目を選ぶのみ。

細則は、R Iの定款と細則、クラブ定款に反しない限り変更することが出来る。

3. 松阪山桜ロータリークラブの細則（重要な点）

・第2条 役員の規定

会長、直前会長（会場監督兼務）、会長エレクト、副会長、幹事、会計の6名。

・第3条 選挙方法 指名委員会を規定

対立候補のない場合は拍手承認。SAAは直前会長が兼務。

任期は特に定めない限り一年間。再任に関する規定はない。

・第5条 年次総会と例会の規定

年次総会は、毎年12月に開催され、次々年度会長・次年度の役員及び理事の選挙を行う。

例会は、毎週木曜日19時開催を原則とする。

・第6条 部門と委員会

5部門の下に必要な委員会を配備。

・第10条 新会員の選挙手順

推薦 → 理事会承認 → 候補者への説明 → 会員への通知 → 承認 → 会費納入（入会）

・第11条 決議

理事会によって審議される前に、いかなる決議又は提案も審議してはならない。

◎落語『死神』を披露しました。